

会議の概要
議長

定刻になりましたので、ただ今から平成31年4月第2回総会を開会いたします。開会時間は午後1時41分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は推進委員の遠藤さんから欠席の連絡を受けております。出席農業委員会委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は8名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今月は議席番号3番原川委員と、議席番号4番田下委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。それでは申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局よりご説明いたします。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

まず、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について説明します。市街化調整区域内において、売買、貸し借り等の権利移転を伴い、農地以外に転用する場合の申請で、埼玉県知事の許可が必要になる案件です。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしく願います。

それでは、命により事務局より申請番号1番について説明させていただきます。議案書の朗読をもって内容説明とさせていただきますので、議案書のほうをご覧ください。

(議案書を朗読)

事務局

なお、申請につきまして補足説明させていただきます。

通常の申請は受人からの理由書のみを添付いただきますが、本案件は渡し人である吉田育男様からも理由書をいただいております。内容につきまして抜粋して朗読させていただきます。

「妻の親戚が役員を務めている会社で、しかも私の自宅付近で長年頑張って事業を展開してらっしゃる地元会社さんからの頼みであるため、休耕地を有効利用してもらえたらこれに越したことはないと考え、請け人に譲渡そうと考えました。」

とのことで、双方の理由書添付の上、ご申請いただいております。

また、資金につきましては譲受人の流動資産のみで購入し、工事を行わないため、資金調達はしない。とのことです。

ここで少しご説明をさせていただきます。

農地転用の許可基準の一つに、農地が優良農地か否かの面からみる「立地の基準」というものがあります。

事務局

「立地の基準」では、農地の広がり具合や営農条件により、農地区分というものがあり、農地区分には、第1種農地、第2種農地、第3種農地等があります。

本件につきましては、「第2種農地」にあたと判断されます。

第2種農地は公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地であり、周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となる農地です。

最後に調査区は、竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。つづきまして竹沢地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番原川委員

はい。3番原川が報告します。4月21日曜日、農業委員2名、推進委員2名、計4名で確認をいたしました。現地は現在休耕ですが管理されております。周辺に迷惑になることはないかと思えます。担当地区としては問題なしと思えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。

なお、議案第1号は農地法第5条ですのでこの議案は原案の通り許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程3、議案第2号「平成31年度農繁期標準労働賃金について」を上程いたします。事務局より説明をおねがいます。

事務局

はい。つづきまして議案第2号「平成30年度農繁期標準労働賃金について「平成31年度農繁期標準労働賃金について、意見の決定を諮る。」とのことです。

これは、農繁期における各農家の農作業賃金を決める際の参考としてご利用いただくために、あくまでも標準額として、農業委員会が情報提供するものです。

事務局

農業委員会法第6条第2項第2条②には「農業一般に関する調査及び情報の提供に関する実務を行うことができる」とあり、標準労働賃金の公表につきましてはこの一環にあたります。毎年、農業会議というところから、「農作業料金・農業労賃に関する調査」がくるのですが、その際の調査の方法として「農業委員会総会で諮り、農業委員の意見聴取、検討の上とりまとめ」とありますので、今回の総会でお諮りいただく次第です。

なお、こちらの情報は小川町広報おがわ6月号とホームページに掲載する予定です。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第2号 平成31年度農繁期標準労働賃金について、ということで、下の表にありますとおり、各作業につきまして10アール当たりの単価を定めていただきます。

1枚めくっていただき、【参考資料1】をご覧ください。こちらは過去2年の労働賃金が記載されております。表の左から「平成29年度」「平成30年度」の労働賃金、そして平成31年度の賃金案、資料提供受託者の平均額、受託者1～5のそれぞれの金額となっております。

資料提供の受託者については、認定農業者2名、組合組織3団体となっております。受託者5名の金額については、平成30年度とすべて同額の回答となりました。そのため、本年度の提案については、すべて平成30年度と同じ金額で策定いたしました。

なお、過去2年につきましても同額の回答でしたので、今回の案と同じ金額になっております。

それでは、平成31年度の案を読み上げます。

(議案を読み上げる)

事務局

最後に次ページには、【参考資料2】として、小川町と嵐山町における平成30年度の標準労働賃金の表を掲載されています。類似団体との比較ということで、嵐山の回答も掲載しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。農業委員の方、なにかご意見がございますか。

8番吉野委員

はい。

議長

はい。吉野委員。

8番吉野委員

はい。8番野です。認定農業者2名というのは毎年変えているのですか？それともずっと同じですか？

議長

事務局より回答をお願いします。

事務局

回答させていただきます。毎年同じ方から提供していただいております。

8番吉野委員

はい。その認定農業者はどのような方法で決まるのですか。

事務局

はい。町内で広く耕作されている方をお願いしております。

- 8 番吉野委員 はい。現在の燃料費の高騰等を考えて2年前と同じというのは、事務局はどのようにお考えですか。
- 事務局 はい。事務局はあくまでもアンケートをとった結果を提供させていただきますので、その金額が妥当かどうかを総会でご審議いただければと思います。
- 議長 ありがとうございます。基本的にこれはあくまでも目安ということになり、実際には個々に決めていただくこととなりますが、ほかにご意見ございますか。
- (質疑なし)
- 議長 ないようですので、採決にはいります。こちらの案を承認する形でよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、31年度の労働賃金に記入をお願いします。もう一度よみあげます。
- (決定した賃金を読み上げ)
- 議長 以上で承認に賛成の方の挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ということで可決承認されました。ありがとうございました。
- 事務局 お諮りいただきありがとうございました。こちらの情報は先ほども申し上げましたが6月の広報、またホームページで公表させていただきます。ありがとうございました。
- 議長 はい。ありがとうございました。
- つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、今月は4件の届出がありました。申請番号1番から順に事務局より報告をお願いします。
- 事務局 はい。報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。」とのことで説明させていただきます。
- 報告の前に届出の申請について少しだけご説明をいたします。
- 市街化区域内における農地転用につきましては、農業委員会長が許可権者となります。市街化区域内農地につきましては農地法の1970年の改正により、許可制から届出制に移行された経緯があり、総会のなかではその届出について「報告」をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

事務局 | それでは報告を読み上げます。今月は4件の届出がありましたので、上から順に読み上げます。

(申請番号1番～4番について順に読み上げる)

事務局 | 以上、報告いたします。

議長 | はい。ありがとうございました。

それでは、「その他」について、なにかありますか。

(挙手なし)

議長 | 特にないようですので、以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成31年4月第2回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時35分です。